

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
粉末消火器	GE-Z421018M		
	防衛大臣承認	昭和45年12月18日	
	作成	平成14年5月27日	
	変更	令和5年4月5日	
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する粉末消火器（以下，“消火器”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1—種類

番号	種類				物品番号		注記
	適応火災 a)	薬剤質量 kg	圧力方式	用途			
1	ABC	1.0	加圧式又は蓄圧式 ^{b)}	施設用	加圧式	—	手提げ式
2		1.2			蓄圧式	—	
3		2.0			加圧式	4210-283-1786-5	
					蓄圧式	4210-290-9317-5	
4		3.0			加圧式	4210-287-1291-5	
					蓄圧式	4210-287-1292-5	
5		3.5			加圧式	4210-282-1981-5	
					蓄圧式	4210-290-8750-5	
6		4.5			加圧式	4210-411-1056-5	
					蓄圧式	4210-290-8751-5	
7	6.0	加圧式	4210-287-1293-5				
		蓄圧式	4210-287-1294-5				
8	20.0	加圧式	4210-409-1791-5				
		蓄圧式	4210-285-1310-5				
9	40.0	加圧式	4210-309-9387-5				
		蓄圧式	4210-285-1284-5				
10	70.0	加圧式	—				
		蓄圧式	—				

表1-種類 (続き)

番号	種類				物品番号		注記	
	適応火災 a)	薬剤質量 k g	圧力方式	用途				
11	A B C	1.0	加圧式又は 蓄圧式 ^{b)}	自動車用	加圧式	4210-139-5680-5	手提げ式	
12					1.8	蓄圧式		4210-290-9318-5
						加圧式		4210-411-1055-5
13					3.5	蓄圧式		4210-290-9319-5
		加圧式				4210-290-9320-5		
14		6.0			蓄圧式	4210-290-9321-5		
					加圧式	4210-411-1057-5		
15		1.8			蓄圧式	蓄圧式		4210-290-9322-5
			蓄圧式	4210-290-9324-5				
16		3.5	蓄圧式	4210-290-9323-5				
			蓄圧式	4210-282-0762-5				
17		0.5	加圧式	加圧式		4210-116-2800-5		
				加圧式		4210-285-1310-5		
18		1.8	加圧式	加圧式		4210-409-1791-5		
				蓄圧式		4210-285-1310-5		
19		A B C	6.0	加圧式又は 蓄圧式 ^{b)}	一般用	加圧式		4210-409-1791-5
20	20.0					蓄圧式	4210-285-1310-5	
		加圧式	4210-309-9387-5			車載式		
蓄圧式	4210-285-1284-5							

注^{a)} 適応火災A及びBは、“消火器の技術上の規格を定める省令”(以下、“省令第27号”という。)第1条の2の規定による。Cは、電気火災をいう。

注^{b)} 調達要領指定書によって指定する場合を除き、加圧式又は蓄圧式とする。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書名称及び表1の種類による。

例 粉末消火器 A B C 1.0 k g 加圧式 自動車用

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

消防法 (昭和23年法律第186号)

高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)

消火器の技術上の規格を定める省令 (昭和39年自治省令第27号)

消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令 (昭和39年自治省令第28号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は次による。

- a) 消火器は，“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に適合する製品とする。
- b) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入時において，製造から半年以内の製品とする。
- c) 消火器リサイクルシールを貼付した製品とする。
- d) 消火器に充填する薬剤質量は，表1で示す薬剤質量の数値を標準とする。

2.2 検定

この仕様書で調達する製品は，“消防法”に規定されている型式適合検定に合格し，かつ，型式適合検定に合格した旨の表示（国家検定合格証）を付けなければならない。

2.3 材料・消火薬剤

材料及び消火薬剤は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

- a) **材料** 消火器の各部に使用する材料は，“省令第27号”による。
- b) **消火薬剤** 消火薬剤は，“消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令”に規定する粉末消火薬剤とする。

2.4 構造・寸法・質量

2.4.1 一般構造

一般構造は，次による。

- a) 消火器は，本体容器に粉末消火薬剤を充填し，使用する場合，手提げ式はレバーを握ることによって，車載式はバルブ（薬剤質量が20 kgのものは，押し金具を押す。）によって，加圧用ガス容器中のガス又は本体容器中の蓄圧ガスの圧力によってホース及びノズルを通り（0.5 kg及び1.0 kgのものは，ノズルから直射される。）消火薬剤が放射される構造とする。
- b) 加圧式の消火器は，消火薬剤を最初に放射する場合，消火能力の効果を上げるため，一定の内圧に達するまで放射を開始しない構造とする。
- c) 本体容器及び加圧用ガス容器は，再充填が可能な構造とする。ただし，“高圧ガス保安法”の適用を受けない加圧用ガス容器は，使い捨てとする。
- d) 消火器は堅ろうで，使用，輸送，保管，設置などにおける振動，衝撃などに十分耐える構造とする。
- e) 1.0 kg施設用消火器には，掛け金具を備える。

2.4.2 各部構造

消火器各部の構造は，“省令第27号”によるほか，次による。

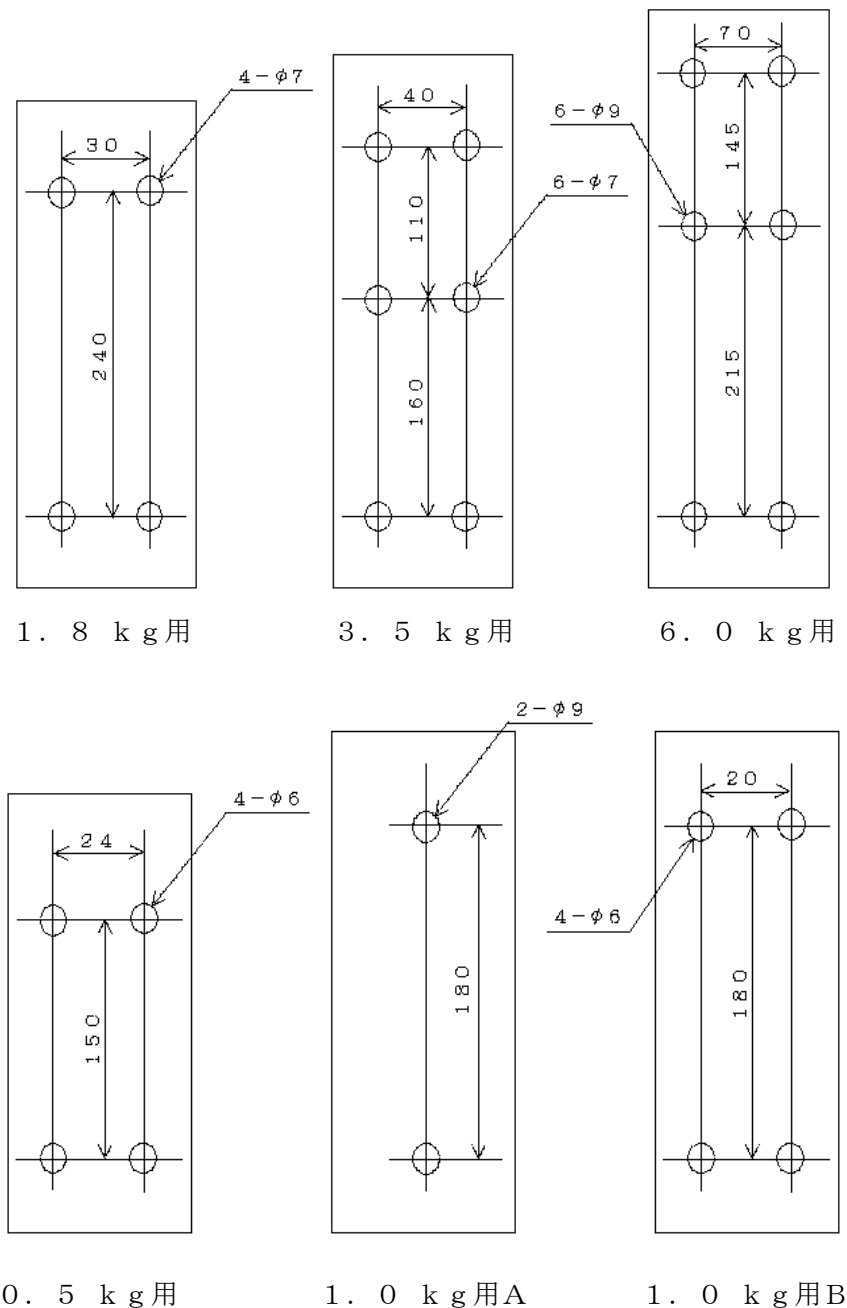
- a) **加圧用ガス容器** “高圧ガス保安法”の適用を受ける加圧用ガス容器は，同法及び同法に基づく規定による。
なお，1年以内に製造された製品とする。
- b) **車載式** 車載式は，次による。
 - 1) 車載式は，容易に移動が可能でなければならない。
 - 2) 車台（かじ棒及び車輪を含む。）は，堅ろうで，運搬及び作動に適した構造とする。
 - 3) ホースは，走行中に脱落することのないよう，ホース架，ホース押さえなどによって確実に保持され，使用する場合は，容易に引き延ばせる構造とする。
- c) **安全装置** 安全装置は，腐食，安全栓の曲がりなどによって安全装置が外れず，放射不能の状態

になるのを防ぐ設計で、かつ、使用済みの状態が確認可能とする。

d) **自動車用保持装置** 自動車用保持装置は、ベースプレート、消火器受台及び消火器保持用バンドで構成され、着脱が容易にでき、ベースプレートの取付穴の位置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**図1**による。

なお、1.0 kg用のベースプレートは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、2穴又は4穴とする。

単位 mm



注記 許容寸法公差は、3 %以内とする。

図1—ベースプレートの取付穴の位置

2.4.3 寸法・質量

寸法及び質量は、表2による。

表2—寸法及び質量

番号 ^{a)}	寸法 mm		質量 kg
	全高	容器直径	
1	230～400	70～90	2.3以下
2	440以下	100以下	2.9以下
3	500以下	120以下	4.0以下
4	400～550	110～150	6.0以下
5	570以下	150以下	7.0以下
6	550以下	150以下	9.0以下
7	500～670	140～200	12.0以下
8	800～1000	200～400	50.0以下
9	800～1200	280～350	120.0以下
10	1250～1500	300～370	300.0以下
11	360以下	70～90	2.3以下
12	320～500	80～110	4.0以下
13	400～550	110～150	8.5以下
14	500～670	140～200	14.0以下
15	500以下	110以下	4.0以下
16	600以下	150以下	8.0以下
17	320以下	75以下	1.5以下
18	400～500	80～100	4.0以下
19	500～670	140～200	12.0以下
20	800～1000	200～400	50.0以下

注^{a)} 番号は、表1で示す番号とする。

2.5 性能

性能は、表3による。

表3—性能

番号 ^{a)}	項目			
	消火能力 (規定の能力以上)	放射距離 (m以上)	放射時間 (20℃時) (秒以上)	適用温度範囲 (下限℃以下, 上限℃以上)
1	A-1, B-2, C	2	12	-10～+40
2	A-1, B-3, C		11	
3	A-2, B-3, C		14	
4	A-3, B-7, C	2	12	-20～+40

表3-性能 (続き)

番号 a)	項目			
	消火能力 (規定の能力以上)	放射距離 (m以上)	放射時間 (20℃時) (秒以上)	適用温度範囲 (下限℃以下, 上限℃以上)
5	A-3, B-7, C	3	15	-10~+40
6	A-4, B-10, C			-20~+40
7	A-5, B-12, C	3	17	-20~+40
8	A-10, B-20, C			
9				
10		4		
11	A-1, B-2, C	2	12	-10~+40
12	A-1, B-3, C	3		
13	A-3, B-7, C	2		
14	A-5, B-12, C	3	15	-20~+40
15	A-1, B-3, C			12
16	A-3, B-7, C		15	
17	B-1, C		2	12
18	B-3, C	3	12	-10~+40
19	A-5, B-12, C			17
20	A-10, B-20, C		35	

注^{a)} 番号は、表1で示す番号とする。

2.6 外観・塗装

2.6.1 外観

外観は、平滑で、さび、有害な酸化皮膜、金とげその他の欠陥があつてはならない。

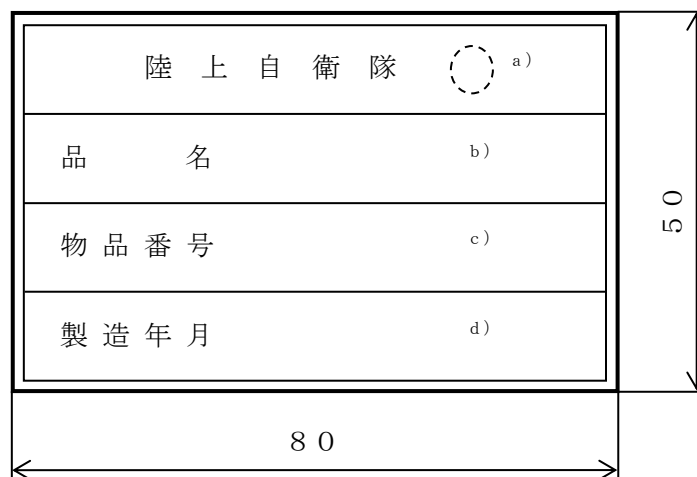
2.6.2 塗装

塗装は、“省令第27号”第37条による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、“省令第27号”第38条によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次に示す銘板を本体容器の上部に堅固に接着する。

- a) 材料は、NDS Z 8011に規定するアルミニウム板又はアルミニウムはくで、アルミニウム板の場合は、厚さ0.25 mmを標準とする。
- b) 加工方法は、NDS Z 8011による。
- c) 記載事項は、図2による。用字及び書体は、NDS Z 8011の3.1による。また、寸法については、図2を標準とする。ただし、製品に表示困難な場合は、適宜の大きさに縮小可能とする。



注記 銘板の寸法は、NDS Z 8011の番号40による。

注^{a)} GLT-CG-Z000001の図2c 施設器材標識を表示する。

注^{b)} 該当する製品の呼び方を記入する。

注^{c)} 該当する物品番号を記入する。

注^{d)} 該当する製造年月を記入する。

図2—銘板の寸法及び記載事項

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

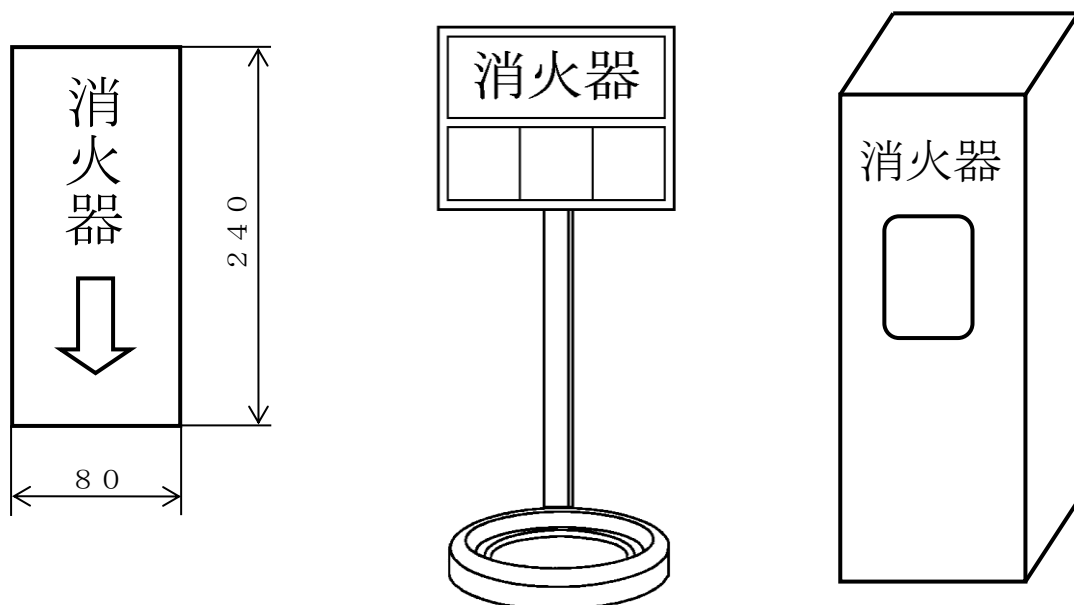
表4—附属品

番号	品名	数量	規定
1	表示板	a)	材質は、硬質樹脂によるものとし、図3（1）を標準とする。また、塗色については、地は赤、文字及び矢印は白とする。
2	消火器設置台	a)	表1の施設用3.0 kg又は6.0 kg用とし、寸法は、これに適合しなければならない。また、材質は硬質樹脂による。 なお、形状は、図3（2）を標準とする。

表4-附属品（続き）

番号	品名	数量	規定
3	消火器格納箱	a)	表1の施設用とし、寸法は、これに適合しなければならない。また、材質は、FRP製の1本用とし、設置用架台付きとする。 なお、形状は、図3（3）を標準とし、塗色については、赤とする。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定がない場合、数量は、0とする。			

単位 mm



(1) 表示板

(2) 消火器設置台

(3) 消火器格納箱

注記 この図は、一例を示すもので特定の製品を示すものではない。

図3-形状及び寸法

5.2 納入書類など

5.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、消火器1台ごとに表5の書類を添付する。

表5-添付書類

名称	数量 ^{a)}	摘要
取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。 日本語版とする。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。		

5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表6の書類を提出する。

表6－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a) , 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料 ^{b)}	1	
3	部品表 ^{c)}	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。 注^{b)} 整備維持要領及び再充填要領の記載を含む。 注^{c)} 各部品の価格及び各地販売店名の記載を含む。			

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義については、GLT-CG-Z000001の8.3による。